

りんごちゃん おこめくん
かいたんくん



ほうじん通信



発行所／公益社団法人

滝川地方法人会

〒073-0022 滝川市大町1丁目8番1号 滝川産経会館3F

TEL (0125) 23-6333 FAX (0125) 74-6020

メールアドレス bz004103@bz03.plala.or.jp

ホームページアドレス

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/takikawa/>



第72号 令和7年7月15日発行

◆滝川支部 滝川市大町
TEL(0125)23-6333
◆芦別支部 芦別市南1条
TEL(0124)22-3444
◆赤平支部 赤平市泉町
TEL(0125)32-2246

◆砂川支部 砂川市西4条
TEL(0125)52-4294
◆歌志内支部 歌志内市本町
TEL(0125)42-2495
◆奈井江支部 奈井江町本町
TEL(0125)65-2151

◆上砂川支部 上砂川町中央
TEL(0125)62-2410
◆新十津川支部 新十津川町字中央
TEL(0125)76-2571
◆江部乙支部 滝川市江部乙町
TEL(0125)75-2529



奈井江小学校 6年生
租税教室

滝川地方法人会青年部会の取り組み事業として「租税教室」を行っております。

今年度は、青年部会員が管内6か所の小学校を訪問し、税金で造られている施設や税金は日々の暮らしでどのように役立っているのかについて、クイズなどを交えて楽しく学んでいただきます。

【目次】

●「第13回定時総会」	2
●「税務署長講演会」・「功労者表彰」	3
●「新役員名簿」	4
●「令和8年度税制改正に関する提言」	5
●「拘禁刑 ～ 弁護士 丸山 健」	6
●「租税教育・貢献事業」	7
●「滝川税務署人事異動」・「税務講座の案内」ほか	8
●「年収103万円の壁 ～ 北海道税理士会滝川支部 支部長 武石和昌」	9
●「会員企業等広告」	10～12

第13回 定時総会を開催

～ 会長に芳賀美津男氏を再選 ～

公益社団法人滝川地方法人会第13回定時総会を6月6日ホテル三浦華園において、正会員総数810社のうち、369名(委任状の出席者含む)が出席して開催しました。

総会では、来賓を代表して滝川税務署長の村田昌人様からご祝辞をいただいたほか、税理士会の佐野副支部長、保険会社の幹部の方々のご臨席を賜りました。

事業計画・予算・決算及び役員改選

総会は、令和7年度事業計画並びに収支予算は報告事項として、令和6年度決算は決議事項として審議され、いずれも承認されました。

令和7年度事業計画では、「税に関する事業の充実」、「納税意識の高揚策」など7項目の重点施策を決定しました。

令和7年度予算は、収益で17,431千円(前年比324千円の増額)となり、費用では事業計画の推進を図るため、前年比70千円の増額となる18,605千円となりました。

また、2年任期の役員改選については、芳賀美津男会長が再任されたほか、全役員についても異議なく承認されました。



女性部会

部会長に佐々木和代氏を再任



滝川地方法人会女性部会(部会長:佐々木和代)の定時総会も同日開催し、令和6年度事業報告と令和7年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和6年度決算が承認されました。

令和7年度の事業計画では、女性部会の積極的なPRと部会員の拡充を図るとともに、研修会・租税教育事業及び地域貢献事業を積極的に実施することを基本方針とし、その達成のため、「税知識の普及を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。

また、2年任期の役員改選については、佐々木和代部会長が再任されたほか、全役員についても異議なく承認されました。

青年部会

新部会長に上田恒太郎氏を選任

滝川地方法人会青年部会(部会長:坂田啓一郎)の定時総会も同日開催し、令和6年度事業報告と令和7年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和6年度決算について承認されました。

令和7年度の事業計画では、公益法人として社会的責任を遂行するため各種事業活動を積極的に展開し、若い英知と創造によって有意義な部会活動を実施することを基本方針とし、その達成のため、「納税意識の高揚を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。

また、2年任期の役員改選については、坂田啓一郎部会長の退任に伴い、上田恒太郎氏(滝川支部)が新たに部会長に選任されました。



滝川税務署長講演会開催

定時総会終了後、引き続き講演会を開催しました。

「四国浪漫紀行」と題して、滝川税務署長の村田昌人様からご講演をいただきました。

村田署長は、昨年7月に東京国税局(調査部統括国税調査官)から滝川税務署に着任されました。

東京都の出身で、高松国税局や東京国税局などで勤務し、主に関東圏の勤務経験が長く、北海道の勤務は初めてということで、北海道の四季を堪能されながら、歴史や文化を勉強されております。

講演会では、高松国税局に勤務されていたこともあり、四国について歴史を交えて丁寧にわかりやすく語られました。

当日は、女性部会及び青年部会の皆さんのほか、一般住民を含め120人余りが聴講され、受講された皆さんは村田署長のお話を熱心に聞き入っていました。

今後とも多方面の講師をお迎えし、研修事業の充実に努めてまいります。



講師の村田税務署長

法人会功労者へ感謝状贈呈

【公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰】

竹田 行宏 様 (滝川) 船奥 保 様 (江部乙)
入井 浩樹 様 (新十津川)

【一般社団法人 北海道法人会連合会 会長表彰】

加賀井 清二郎 様 (滝川) 櫛田 秀一 様 (芦別)
峯村 征秀 様 (滝川)

【公益社団法人 滝川地方法人会 会長表彰】

加賀井 清二郎 様 (滝川) 米倉 慎一 様 (滝川)
峯村 征秀 様 (滝川) 斉藤 靖 様 (歌志内)
櫛田 秀一 様 (芦別) 星 朋代 様 (砂川)
川西 康弘 様 (滝川)

定時総会の冒頭に法人会活動に貢献された方々に感謝状が贈呈されました。

なお、全法連表彰と道法連表彰は、6月11日に開催された道法連の通常総会で表彰されました。



表彰式

お客様のニーズに応じた車検・整備・中古車販売
環境保全対策優良店・運輸局長指定整備工場

トヨタレンタリース札幌取次店

特定整備認証工場

ITO 伊藤自動車整備工場

新十津川町字中央134番地

【電話】(0125) 76-2426 【FAX】(0125) 76-2274

砂利採取販売・土木建築資材販売・除雪・排雪業務

ITO 伊藤砂利株式会社

【本社】 新十津川町字中央134番地 【電話】(0125) 76-2273 【FAX】(0125) 76-2274
【砂利プラント】 新十津川町弥生 【電話】(0125) 76-4099 【FAX】(0125) 76-4686

株式会社 治田タイヤ

代表取締役

高坂 誠

HARUTA
tire

〒073-0101

砂川市空知太東1条1丁目1-5

TEL.0125-53-3576

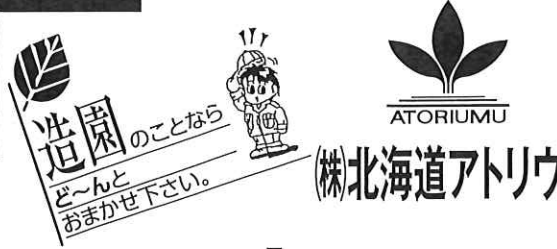
FAX.0125-53-2861

公益社団法人滝川地方法人会 役員名

令和7年6月6日選定

役職名	氏名	法人名	支部名
顧問	瀧澤 量久	滝澤ベニヤ(株)	芦別
相談役	三枝 勉	(有)三枝商店	新十津川
会長	芳賀 美津男	(株)ハタタ	滝川
副会長	田端 千裕	(株)田端本堂カンパニー	滝川
副会長	高橋 賢司	(株)空知自動車学園	滝川
副会長	稲津 寿一	(医)仁恵会中野記念病院	芦別
副会長	谷 亨	社会福祉法人北海道光生舎	赤平
副会長	近藤 俊継	(有)丸正近藤食品	砂川
副会長	酒井 雅勝	(有)酒井商店	歌志内
副会長	工藤 克彦	(株)北海道アトリウム	奈井江
副会長	柳川 博司	柳川建設(株)	上砂川
副会長	伊藤 克嘉	伊藤砂利(株)	新十津川
副会長	鈴木 雅貴	(有)栗井商店	江部乙
専務理事	田湯 宏昌	(公社)滝川地方法人会	滝川
常任理事	猪股 旬雄	滝川ガス(株)	滝川
常任理事	山本 良明	(株)山本石材	滝川
常任理事	庭野 義弘	(株)中山組	滝川
常任理事	星野 薫	(株)菱友	滝川
常任理事	大矢 美智幸	北門信用金庫	滝川
常任理事	芦崎 利弘	第一興産(株)	滝川
常任理事	久郷 智廣	(株)泰進建設	滝川
常任理事	三浦 裕伸	(株)m i u r a	滝川
常任理事	植田 義人	(株)植田組	芦別
常任理事	嶋 大輔	嶋産業(株)	芦別
常任理事	北野 保孝	(有)北野本店	赤平
常任理事	早坂 喜幸	ハヤサカ自動車工業(株)	赤平
常任理事	造田 孝志	村山木材(株)	砂川
常任理事	山田 大	山田産業(株)	砂川
常任理事	其田 勝則	東洋建設工機(株)	砂川
常任理事	高橋 淳	(株)高橋組	奈井江
常任理事	櫻井 康貴	(株)櫻井千田	奈井江
常任理事	松葉 篤典	(株)松葉	新十津川
常任理事	久保田 哲也	(株)久保田組	新十津川
常任理事	木村 浩己	木村設備工業(有)	江部乙
理事	石黒 安雅	(有)石黒印章印刷	滝川
理事	佐々木 卓洋	(株)池田造生花店	滝川
理事	藤井 正義	滝運産業(株)	滝川

役職名	氏名	法人名	支部名
理事	加賀井 清二郎	滝川地方卸売市場(株)	滝川
理事	峯村 征秀	(株)みねるば建築不動産	滝川
理事	稲葉 了大	(株)ミクニ舎	滝川
理事	竹田 行宏	(株)フォトタケダ	滝川
理事	神部 俊克	(株)神部組	滝川
理事	東藤 和男	(株)上田コンクリート工業所	滝川
理事	進藤 真砂也	滝川測量設計(株)	滝川
理事	歌原 正人	(株)マツオ	滝川
理事	柳田 秀一	大興石材産業(株)	芦別
理事	高松 孝一	(有)高松産業	芦別
理事	林 秀樹	空知交通(株)	芦別
理事	定田 明	(株)定田印刷	芦別
理事	大高 敦	(有)ワタナベ企画いんさつ	芦別
理事	高瀬 紳	(有)タカセ	芦別
理事	西出 達司	西出興業(株)	赤平
理事	堀口 貴久	(株)堀口塗装店	赤平
理事	佐伯 充	(株)砂川ガス	砂川
理事	榊原 洋子	(株)北斗	砂川
理事	金田 政子	(株)かねだサッシ	砂川
理事	高坂 誠	(株)治田タイヤ	砂川
理事	佐藤 勝也	(株)村田施設工業	砂川
理事	中谷 数正	環境サービス(株)	砂川
理事	浜下 徹	(有)浜下建商	歌志内
理事	砂子 邦弘	(株)砂子組	奈井江
理事	梅本 昌宏	(有)オートサービス梅本	奈井江
理事	吉川 洋	(有)よしかわ	上砂川
理事	神田 淳	(有)神田重機工業	新十津川
理事	小原 直樹	(有)北新物流	新十津川
理事	櫻井 智廣	(株)櫻井板金	新十津川
理事	船奥 保	協立土建(株)	江部乙
理事	新関 精一	(株)新関商店	江部乙
理事	坪田 健一	(株)坪田金物店	江部乙
理事	佐々木 和代	[女性部会](有)ケア・コラボレートK-H	滝川
理事	上田 恒太郎	[青年部会](株)うえだアルム宅建	滝川
監事	宮崎 英彰	A・I税理士法人	滝川
監事	石家 裕二	(株)丸ヨ石家商店	砂川
監事	佐々木 晃	中空知青色申告会連合会	外部監事



(営業のご案内)

造園
 土木
 測量
 設計施工
 資材販売

TEL(0125) **65-5707**
 奈井江町字奈井江町171番地35号
 FAX (0125) 65-5704

心のこもった家づくり



日新建設 株式会社

代表取締役

宗 方 裕 之

〒079-1371 北海道芦別市上芦別町525-7
 Tel : 0124-22-8855 Fax : 0124-22-2555
 E-mail : bigboss1614@outlook.com

令和8年度税制改正に関する要望事項 公益社団法人 滝川地方法人会

滝川地方法人会は、中小企業の租税負担の軽減と簡素で適正・公正な課税、税制に関する提言を行っています。この提言は、北海道法人会連合会でまとめられ、さらには全国法人会総連合会で決定されます。

その後、各法人会では国会議員、市町村長及び市町村議会議員に要望・陳情を行っています。

令和8年度の税制改正に向け、当法人会においては次の7項目について提言を行います。

1. 消費税について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者にとって過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、初期の導入目的の達成状況と併せて問題があれば速やかに複数税率を止め単一税率に戻すことを求める。

また、令和5年10月より導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食、小売事業者ほど煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられ、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置や、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置を一定の条件の下に恒久化することを求める。

2. 事業承継税制について

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われたが、与党税制改正大綱では適用期限の延長は行わないとされた。「特例承継計画」の提出期限は令和8年3月末まで2年延長されたが、提出件数等を踏まえながら、納税猶予制度の充実を求める。

また、円滑な事業承継を図るため、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

3. 外形標準課税について

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与えるものである。

現在は、大企業への外形標準課税割合を引き上げるなど、中小企業への課税は行われていないが、今後においても中小企業への課税強化には反対する。

4. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例につい

て、法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければならない法人（農業協同組合等）のうち、常時使用する従業員が300人を超える法人を対象法人から除外した上で、その適用期間が令和6年度の税制改正において2年間延長（令和7年度末）されたところであるが、特例の適用期間を設けず恒久化するとともに、資産の取得価額（中小企業の場合：現行30万円未満を50万円未満に拡大）の引き上げと、事業年度における取得価額の合計額（中小企業の場合：年間300万円以内）の上限撤廃を求める。

5. 中小法人の軽減税率制度の特例について

令和7年度の税制改正において、中小企業等の法人税率について、所得金額のうち800万円以下の部分に適用する軽減税率の特例15%（本則19%）が2年間延長（令和8年度末）されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引き上げを求める。

6. 中小企業の設備投資関連税制について

令和5年度の税制改正において、中小企業に前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の減免制度が創設され、令和7年度の税制改正において、適用期限が2年間延長（令和8年度末）された。

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が雇用者給与等支給額の引上げにより軽減される特例措置だが、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

7. マイナンバー制度について

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。ようやく普及に目途がついたところであるが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用されているとは言い難い。

今後とも国民の信頼と理解を得ながら、社会保障・税に関する行政の手続きにおける利便性向上はもとより、正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するよう求める。

普通・準中型・中型・大型・普通二輪・大型二輪・普通二種

オンライン学科 教習実施中!!

自分の予定にあわせてスマホ
一つでカンタン技能・送迎予約



芦別・赤平・新十津川方面 送迎バス運行中

本年も安全なカーライフ全力でバックアップします!

SDS 空知自動車学校

滝川市新町4丁目4番30号 TEL (0125) 23-1101

北海道名物

松 松尾ジンギスカン

www.matsuo1956.jp

本社

北海道滝川市流通団地1丁目6番12号
総務部 TEL:(0125)23-1919
製造販売部 TEL:(0125)23-2989

本店

北海道滝川市明神町3丁目5番12号
TEL:(0125)22-2989

お取り寄せは
こちらから

松尾ジンギスカン 公式通販

検索

拘禁刑

弁護士

丸山 健

1 本年6月1日から施行された改正刑法により、従来の「懲役刑」と「禁固刑」が二本化され、新たに「拘禁刑」が創設された。

従来の刑法(第9条)では、刑の種類として、「死刑、懲役、禁固、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。」と規定されていたが、この規定が改正され、懲役刑と禁固刑が統合されて新たに拘禁刑の制度が創設されたのである。また、従来は懲役刑、禁固刑ともに「刑事施設に拘置」とだけ規定されていたが、刑事施設(刑務所)での拘置自体は変わらないものの(自由が剥奪されることから自由刑と呼ばれる)、新たな規定(第12条第3項)として、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」とされこれによって受刑者の更生と社会復帰、再犯防止という効果を促進することを目的とすることが明示されることとなったのである。

2 従来の懲役刑と禁固刑は、いずれも刑務所に収容してその自由を奪う点で共通であるが、懲役刑の場合は刑務所で働くこと(刑務作業)が義務とされていたのに対し、禁固刑は刑務作業は義務とされていなかった点が違いであった。

従来の説明としては、禁固刑は、政治犯的色彩を持つ非破廉恥犯罪(例えば内乱罪、騒乱罪や公務執行妨害罪(ただし選択的)など)あるいは過失犯に対して規定されるのに対し、懲役刑は破廉恥犯罪(殺人、窃盗、詐欺、放火など多くの刑法犯)に対して規定され、応報的懲罰的に労働義務を課すのだといわれていた。

しかし、行刑の現場では、禁固刑受刑者の8割程度は希望して刑務作業に就いている(これを請願作業という)こ

とから懲役刑との区別がつきにくいという問題があり、また、懲役刑についても受刑者の改善更生や社会復帰のための指導時間が確保できていないという問題が指摘されていた(そのため50パーセント近い再犯率の高さ、受刑者の高齢化が問題視されていた)。

3 そこで、自由刑を二本化し、受刑者の特性に応じ、改善更生や社会復帰のため必要な作業を行わせたり、指導することが可能となるように拘禁刑が創設されることとなったのである。

この制度のもとでは、24種類の矯正処遇プログラムからそれぞれの受刑者の特性に合ったプログラムが指定されて、刑務所での処遇が行われることとなる。24種類のプログラムには、薬物依存からの回復を行う依存症回復処遇プログラム、認知症や身体障害のある受刑者に対する高齢福祉プログラム、知的障害のある受刑者に対する福祉的支援プログラム、若年者向けの教育指導を行うプログラムなど様々なものが設けられており、受刑者の社会復帰、更生、再犯防止の効果が高まることが期待されている。

4 なお、拘禁刑の導入は、受刑者に対して改善更生、社会復帰のためのシステムが導入されることが主眼であり、これによって刑の執行猶予の要件や猶予の取消し、仮釈放やその取消しなどの規定に変更はなく、運用としても特段の影響を与えないとされている。

略歴

昭和30年 新十津川生まれ
滝川高校、東大法学部を卒業
現在
弁護士のかたわら人権擁護委員、日独法律実務家連絡会会員など
FMラジオG'Sky(77.9MHz)で毎週木曜午前10時(日曜午前10時再放送)「ニュースインサイドアップ」のコーナー担当

水島建設工業株式会社

取締役会長 水島 孝嗣

代表取締役 笹島 一彦

本社/砂川市西1条北21丁目1番1号

☎53-3285・FAX53-3610

支店/歌志内市文珠187番地

☎42-3181・FAX42-3182

滝澤ベニヤ株式会社

代表取締役 瀧澤 貴弘

本社 芦別市野花南町1000番地
TEL(0124)27-3111 FAX(0124)27-3113

旭川工場 上川郡東川町北町9丁目2-9
TEL(0166)82-2271 FAX(0166)82-4684

富良野工場 富良野市西扇山2
TEL(0167)22-3267 FAX(0167)22-5770

札幌営業所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1-27 平岸スクエアビル4F
TEL・FAX(011)887-0145

E-mail:t-veneer@poem.ocn.ne.jp

租税教育・貢献事業

女性部会及び青年部会では、令和7年度事業計画に基づき下記の事業に取り組みます。

◎税に関する絵はがきコンクール

女性部会

租税教育の取り組みとして、小学生高学年を対象に絵はがきコンクールを行います。
入賞者には素敵な景品を用意していますので、多くの作品をお待ちしております。
なお、最優秀作品(1点)は北海道法人会のコンクールへ出品します。

- 最優秀賞・滝川税務署長賞・法人会会長賞・女性部会長賞ほか各賞
- 応募者全員に参加賞を贈呈します!!

●募集締切 8月28日(木)

●お問合せ 滝川地方法人会女性部会 (☎0125-23-6333)



◎少年サッカー大会・税金クイズ

青年部会

令和7年度滝川地方法人会青年部会杯サッカー大会・税金クイズを開催します。
この事業は、滝川税務署管内のサッカー少年たちへ、税金の仕組みや納税義務等のPRを兼ね、健全な心身の育成と技術・体力の向上を図り、望ましい社会性を養うことを目的に開催しております。

●開催日 8月31日(日)

●開催場所 新十津川町ふるさと公園サッカー場

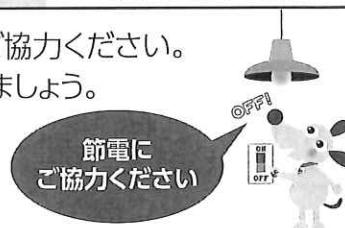


◎いちごプロジェクト節電啓発活動

女性部会

今年も家庭や職場で「無理なく・無駄なく・快適に」を合言葉に、節電にご協力ください。
ライフスタイルに合わせて、無理のない範囲で省エネ・節電に取り組みましょう。

※「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。



◎租税教室・ミニバスケットボール大会

青年部会

青年部会では、未来を担う子供たちの体力向上を図るとともに、租税教育事業の一環として租税教室・ミニバスケットボール大会を開催しています。

どなたでも見学自由ですので、ぜひ会場までお越しください。

●開催日 9月20日(土)・21日(日)

●開催場所 砂川市総合体育館

◆ 空知単板工業株式会社

代表取締役社長 松尾 諭

■本社

〒079-1286 北海道赤平市平岸西町6丁目12番6
TEL 0125-38-8001 FAX 0125-38-8038

■砂川工場

〒073-0157 北海道砂川市三砂町1番地
TEL 0125-54-4330 FAX 0125-54-4332

HP <https://sv-wood.com>

(関連会社) 矢田木材株式会社

Sorachi America, LLC

「使うこと」が「守ること」につながる
—北海道産材の魅力を活かした製品づくりを通じて、
私たちは豊かな森と暮らしの未来を支えます—



自然に笑顔に 自然と笑顔に

お知らせ

滝川税務署人事異動

7月10日付けで次のとおり異動の発令がありました。

(敬称省略)

役 職	転出される方		転入される方	
署 長	村 田 昌 人	東京国税局 本所税務署長	河 原 幸 生	東京国税局 調査第三部 調査第35部門 統括国税調査官
総 務 課 長	岩 井 貞 憲	札幌南税務署 総 務 課 長	庄 司 剛	札幌西税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官

税務講座を開講します

税務講座は、滝川税務署のご協力をいただき、会員企業の役員及び社員の方々の研修として、毎年開催しています。

本年度は下記のとおり開催しますので、多くの皆様の受講をお待ちしております。

なお、講義内容が変更になる場合はホームページ等でお知らせいたします。

日 時	講 義 内 容	講 師	受 講 料	会 場
(第1日目) 10月1日(水) 13:30~16:00	①所得税等について ②源泉所得税について	滝川税務署担当官	500円	滝川産経会館 1階大会議室
(第2日目) 10月8日(水) 13:30~16:00	①税制改正について ②決算及び申告の実務について		500円	
(第3日目) 11月19日(水) ①10:00~11:30 ②13:00~14:30	①年末調整について (※午前・午後 2回開催)		無 料	

厳しい時こそ法人会へ!!

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献します!

今こそ法人会に加入し多くの会員と情報共有をし厳しい状況を乗りきませんか。

法人会事務局への連絡をお待ちしています。

☑経営に差がつく! ☑税の知識が身につく! ☑人脈がひろがる!

〈連絡先〉公益社団法人 滝川地方法人会 (滝川市大町1丁目8-1 ☎0125-23-6333)



滝川税務署からのお知らせ

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

ダイレクト納付

こんな方にオススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに
詳しい
情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

●納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

●事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面により「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を提出してください。



年収103万円の壁

北海道税理士会滝川支部 支部長

武 石 和 昌

令和7年度税制改正において「年収103万円の壁」の見直しがなされました。

「年収103万円の壁」とは、給与所得者（会社員・パート・アルバイト等）の場合、給与所得控除の最低保証額55万円と基礎控除額48万円の合計額「103万円」まで所得税がかからないラインのことです。

では、見直し後はどうなるかといいますと給与所得控除の最低保証額が10万円加算され65万円となり、基礎控除額が10万円加算され58万円になります。したがって、給与所得控除の最低保証額65万円と基礎控除額58万円の合計額「123万円」まで所得税がかからなくなります。

さらに、2つの特例措置が設けられています。

1つ目の特例措置としては、低所得者層（合計所得金額132万円以下の者（給与収入相当額200万円以下の者）については税負担への配慮の観点から基礎控除額の上乗せ特例として「37万円」加算されます。

したがって、給与所得控除の最低保証額65万円と基礎控除額95万円（58万円+37万円）の合計額「160万円」まで所得税がかからなくなります。

この特例措置は、今後継続適用されます。

2つ目の特例措置としては、中所得者層（合計所得金額655万円以下の者（給与収入相当額850万円以下の者）については税負担の軽減として段階的に基礎控除額の上乗せがされることとなります。

詳細は、合計所得金額336万円以下の者（給与収入相当額475万円以下の者）については特例措置として「30万円」加算され、給与所得控除の最低保証額65万円と基礎控除額88万円（58万円+30万円）の合計額「153万円」まで所得税がかからなくなります。

合計所得金額489万円以下の者（給与収入相当額665万円以下の者）は特例措置として「10万円」加算され、給与所得控除の最低保証額65万円と基礎控除額68万円（58万円+10万円）の合計額「133万円」まで所得税がかからなくなります。

合計所得金額655万円以下の者（給与収入相当額850万円以下の者）は特例措置として「5万円」加算され、給与所得控除の最低保証額65万円と基礎控除額63万円（58万円+5万円）の合計額「128万円」まで所得税がかからなくなります。

2つ目の特例措置は、令和7年・令和8年の2年間の限定的措置です。

改正内容の適用は、令和7年12月1日以降となります。

なお、個人住民税の基礎控除額「43万円」は変更がありません。

水田風景はいまやトレンド?

フリーランスライター 藤 木 順 平

令和7年度米の収穫期となった。今年は例年になく取れる「コメ」に注目が集まるだろう。というのは、石破首相をして「国難（＝国の危機）」と言わしめた「令和のコメ騒動」によるもの。高くなったコメの値段も「コメ大臣」と自ら名乗った小泉農水相の諸策により、このところ下がり始めてはいる。

一連の報道で、日本人は1日約2万トンのコメを食べると知った。20万トンの備蓄米も10日で食べつくす。「こりゃうかうかしてられない」と焦った。どうしてだろう?

「初めチョロチョロ 中パツパ 赤子泣いても蓋とるな」といった、ご飯をおいしく炊くための言い習わしはよく知られている。炊き立てのご飯はおいしい。

こんな話を聞いた。大店（おおだな）で奉公する丁稚（でっち）たちには、食事時に炊き立てのご飯を出したという。丁稚を思う気持ちからではない。彼らの食事の時間は短い。熱々のご飯で「あちあち!」やっているうちに「仕事に戻れ!」となる。食べ盛りの丁稚たちに、多く食べられなくする悪知恵だ。旦那、番頭たちは後でゆっくり食べようというわけ。やるねー。

さあ、そんな注目を浴びた「新米」に付く値段はどうだ。騒動は続くのか?

【筆者紹介】 藤木順平（ふじき・じゅんぺい）

フリーランスライター・日本笑い学会会員。



三東商事株式会社

代表取締役 堀 松 宣 弘

TEL:0125-54-1311 FAX:0125-54-2056

砂川市豊沼町1番地

<http://www.santo-group.co.jp>

ふれあいを大切にする

北門信用金庫

理事長 大 矢 美智幸

〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号 ☎0125-22-1111

ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

NAKAYAMA



株式会社 中山組

代表取締役社長 中山 茂

支 社 073-8501 滝川市明神町4丁目1番17号
TEL 0125-22-1212 FAX 0125-22-1219
本 社 065-8610 札幌市東区北19条東1丁目1番1号
TEL 011-741-7111 FAX 011-742-1781
支 店 東京 営業所 道南・旭川・道東・帯広・室蘭・紋別

各種建築工事・リフォーム工事・解体工事

家屋等の解体工事は
お気軽にご相談下さい
特 定 建 設 業

株式会社 ハタダ

代表取締役 芳賀 美津男

滝川市流通団地 1-4-6

TEL (0125) 22-4439
FAX (0125) 22-5853
E-mail : hatadam@wine.ocn.ne.jp
H P : <https://www.k-hatada.co.jp>



滝川ガスは地域と共に歩み

市民生活の向上に貢献してまいります



滝川市新町3丁目11番5号
TEL 0125-23-3510

— 110th Action with a Smile —



株式会社 田端本堂カンパニー

代表取締役社長 田 端 千 裕

本店 滝川市東町1丁目38番地16
電話 (0125) 22-4177 FAX (0125) 22-1500
本社 三笠市岡山359番地1
電話 (01267) 2-7300 FAX (01267) 2-5858
支店: 札幌 / 営業所: 函館

<https://www.tabataweb.jp>

医療法人 仁恵会 **中野記念病院**

理事長 紺 野 雅 人
院長

グループホーム 「あさひ」

グループホーム 「きらぼし」

グループホーム 「あおぞら」

芦別市旭町48番地 TEL(0124) 22-2196
FAX(0124) 22-3370

有限会社 ケア・コラボレートK・H



土 筆 土筆の郷

- ◎居宅介護支援 ◎訪問介護
- ◎デイサービス ◎グループホーム
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎サービス付き高齢者向け住宅
- ◎シニアシェアハウス

一人ひとりの
笑顔のために

代表取締役 佐々木 和代
滝川市東町4丁目2番11号
TEL 0125-26-0294 FAX 0125-26-0200

ホームページ <https://www.tukushi-t.jp>

特 定 建 設 業

プロパンガス、灯油、碎石販売
自動車板金・整備



株式会社 植 田 組

代表取締役 植 田 義 人

芦別市上芦別町215番地137
TEL(代表) 0124-22-8834

豊かな暮らしのお手伝い



第一興産株式会社

代表取締役 芦 崎 利 弘

滝川市朝日町東2丁目2番5号 TEL 0125-22-2196

ホームページもご覧下さい <https://daiichi-kousan.jp/>

■滝川支店 滝川市朝日町東2丁目2番5号 TEL 0125-22-2196
■滝川西町給油所 滝川市西町3丁目1番1号 TEL 0125-24-6906
■水道設備課 滝川市西町3丁目1番39号 TEL 0125-22-1435



HPはこちら



©DAICHIKOUSAN728



特定建設業 土木 建築
一級建築士事務所

Hokuyo

北陽興業株式会社

代表取締役 三 土 壽 廣

〒073-0134 砂川市東4条南3丁目2番地
TEL 0125-54-3361
FAX 0125-54-3362

私たちは、地域の“あずましい”
環境づくりに貢献します



嶋産業株式会社

SHIMA SANGYO

本 社 〒075-0006 北海道芦別市北6条西2丁目8-14




LAWSON

ローソン滝川江部乙店
ローソン滝川空知町店

有限会社栗井商店 代表取締役 鈴木 雅貴

滝川市江部乙町東12丁目1番1号
TEL/FAX 0125-75-2501
滝川市空知町2丁目13番14号
TEL/FAX 0125-24-3395

(有)丸正近藤食品

代表取締役 近藤 俊継

本社 砂川市西2条北5丁目1-2
工場 砂川市西1条北5丁目1-20
TEL (0125)52-2547

とりから揚げ食事処ろく

砂川市西1条北5丁目2-4
TEL (0125)74-6326

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

個別扱

月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱

月払
4,480円

月々300円割安！

年間では3,600円もお得！

2024年1月現在

集団扱への変更は早い方がお得！

お手続きは簡単です！

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック 旭川支社

〒070-0031 北海道旭川市一条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビルディング

法人会用フリーダイヤル
0120-876-505

死亡保障
高度障がい保障
傷害後遺障がい保障
傷害医療費用保障
傷害休業保障
入院保障
傷害通院保障
疾病入院医療費用保障
疾病入院療養一時金保障
事業継続・事業承継相談費用保障
会社役員賠償責任保障

難攻不落

経営者さまを取りまくりリスクは一つではありません。
多くのリスクに対応するためには、いくつもの保障が必要です。
重責を担う経営者さまを守る、
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」
「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

Premium

総合型V + 一時金型Mタイプ

(大同生命の無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

北海道支社 旭川営業所/
北海道旭川市四条通10丁目左7号
TEL 0166-23-1241

AIG AIG損害保険株式会社

旭川支店/
北海道旭川市四条通12丁目左10号
TEL 0166-26-0201

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討」に際してご留意いただきたいこと「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0010 (2023年5月19日) 23-073005 2023-05